

令和7年3月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊 谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)	
地域名 (地域内農業集落名)	志和地区 (稲藤第一)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月12日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(現状)
・紫波町の西部に位置する水田地帯であり、圃場整備事業によりほとんどの圃場は30a～1haの区画に整備整備されている。
・水稻は減農薬栽培を基本として取組を行い、生産コストの低減に努めている。
・地域内では水稻及び水稻種子生産のほか、転作作物として小麦、そばの生産が行われている。
・集落営農組織を中心に専業農家3戸と兼業農家27戸で営農活動を行っている。また地区外担い手経営体による入り作あり、担い手への集積率は高い状況にある。
(課題)
・農業者の高齢化や人口減少に伴い、集落営農組織の働き手や後継者が不足してきている。
・農業機械の共同所有による利用を進めてきたが、維持管理や更新に伴う経費負担が大きく、農業経営を圧迫している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻生産及び転作による小麦生産を基本としつつ、集落営農組織を中心とした地域農業を継続していく。
・水稻種子に関しては、平成24年度に設立した法人組織による安定した種子生産及び乾燥調製施設の運営を継続していく。
・稲一加工組合で女性が中心となって取り組んでいる「稲一手打ちそば」を活用した各種そばイベントにより地域活性化を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94.09 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	92.46 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農作業受託や農地バンク制度による貸借を進め、集落営農組織を中心に農地の集積・集約化を進め、地域全体で効率的な農地利用を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農組織への農地集積、集約化を基本とし、地域ぐるみで効率的な農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体で農地集積、集約化を進めるため、行政と連携しながら農地中間管理機構を活用し、円滑な農地利用調整を実施していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備事業が実施された区域であるが、整備からかなりの年数が経過しているため、畦畔や水路などの維持補修が必要となってきた。現状は、多面的機能支払交付金活動組織や水利組合と中心に必要な整備を行い、適正な維持管理を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政やJAなどの農業関係機関と協力し、新規就農希望者や定年後に就農を予定している者など、多様な形で農業に携わる人材を募集し、地域ぐるみで育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
行政等関係機関からの情報提供を受けながら、草刈など現在農業者の大きな負担となっている農作業を中心に、農業支援サービス事業者の活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①クマやシカ、イノシシなどの野生動物による被害が拡大しているため、行政・JAと連携し、見回りや電気柵設置など適切な鳥獣被害対策を実施していく。
 ②引き続き、水稻や転作作物に関しては減農薬栽培に取り組んでいく。
 ③高性能なりモコン式草刈機や農薬散布用ドローンの導入を検討し、農業作業の負担軽減や省力化を積極的に進めていく。
 ⑦多面的機能支払交付金活動組織や水利組合と連携し、農地や水路、農道などの保全管理を行い、地域ぐるみで農村環境を守る取り組みを進める。